

・会議の日時及び場所

日時 平成27年3月12日(木) 午後2時05分～午後4時15分

場所 小山市立中央公民館 試写室

・会議の組織人員

人数 6人

・出席委員

1 番 福井 崇 昌

2 番 神 山 宜 久

4 番 新 井 泉

6 番 酒 井 一 行

・説明のため本会議に出席した職員

教 育 部 長 片 柳 理 光

教育総務課長 添 野 雅 夫

学校教育課長 中 島 利 雄

生涯学習課長 栗 原 要 子

文化振興課長 田 村 秀 雄

生涯スポーツ課長 篠 田 稔

博物館長 水 川 和 男

生涯スポーツ課市立体育館建設担当 上 野 安 夫

・書記

教育総務課課長補佐兼総務政策係長 小 林 功

議題

報告事項

1 教育総務課

- ・寄付受入れについて
- ・叙位の伝達について
- ・教育委員会事務局行政組織機構の改編について
- ・平成27年度定例教育委員会日程表(案)

2 学校教育課

- ・小山市就学指導委員会答申の報告について

3 生涯スポーツ課

- ・市立体育館建設事業について
- ・平成26年度大会結果速報について

4 博物館

- ・栃木県立博物館地域移動博物館「嬉々貝貝～私は貝を愛でたい～」の開催について

審議事項

1 教育総務課

- ・教育委員会職員の人事に関し教育長に代理させる件について
- ・教育文化保健体育功労者表彰に係る被表彰者の追加決定について

- ・学校運営協議会制度導入校の決定について

## 2 学校教育課

- ・教員の処分の内申について

## 3 生涯学習課

- ・小山市社会教育指導員の任命について
- ・小山市公民館管理人の委嘱について
- ・小山市青少年育成指導員の委嘱について
- ・小山市青少年相談員の委嘱について
- ・小山市電話相談員の委嘱について
- ・小山市同和対策集会所運営委員及び管理人の委嘱について

## 4 文化振興課

- ・小山市立文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

## 5 博物館

- ・平成27年度博物館企画展の実施に伴う入館料の設定について

## 6 車屋美術館

- ・平成27年度企画展観覧料及び特別無料公開日の設定について

### 議事内容

#### ○添野教育総務課長

皆さん、こんにちは。

本日は、福地委員さんと西口委員さんから欠席する旨ご連絡をいただいております。

続きまして、会議録署名委員でございますが、神山委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

追加資料でお手元に配付しましたのが、平成27年2月議会の一般質問の内容でございます。

また、生涯スポーツ課の市立体育館建設事業の案、そしてワンペーパーで、学校運営協議会の委員の推薦書でございます。

そして最後に、追加で協議事項ということで、教育施策の大綱案を作成しましたので、追加資料ということで後ほどご説明差し上げたいと思います。

以上でございます。

#### ○福井委員長

それでは、ただいまより平成27年3月の定例教育委員会を開会いたします。

いよいよ3月ということで、本年度も最後の定例会ということになります。課長さんを含めてメンバーが集まるのは、組織の改編、人事異動等もこれからあるのでしょうか、きょうが1年間最後ということでございます。

1年間、本当に皆さんご協力いただきまして、スムーズに教育委員会を運営できました。ありがとうございました。

教育長から報告事項をお願いいたします。

#### ○酒井教育長

2月4日定例会の後の主な行事等についてご報告を申し上げます。

まず、10日火曜日でありますけれども、市内11中学校一斉に卒業式が行われました。関係の皆様にはいろいろとお骨折りいただきまして、まことにありがとうございました。

それから、公民館まつりが2月に一斉に行われたわけでございますけれども、7日の豊田を皮切りに、桑、寒川、絹が翌週14日の週でございます。また、間々田、大谷、中央、生井、中、穂積が、21日、22日と行われ、委員長を初めいろいろと展覧の様子などを見ていただきまして、まことにありがとうございました。大勢の市民の皆様の参加のもとに充実した中で行われましたことに対しまして、感謝を申し上げます。

それから、教職員人事でございます。きょう午前9時から38校全校に対しまして、内示の前の内々示ということで案の段階でございますけれども、お示しをさせていただきました。全校つつがなく、今一人一人の教職員に対して内々示が行われているわけでございます。

それから、教育総務が中心になって進めている、小中一貫教育並びに城南地区の新設校推進委員会が各5回にわたって行われてきたわけございまして、来週第6回をもちまして一区切りをつけるわけでございます。昨日市長を中心とする庁内の検討委員会が行われまして、それぞれの案を了とするということで、この後各推進委員会にお諮りをしていくわけでございます。また、内容につきましては後ほど報告ということになるのだろうと思っております。

それから、ただいまの小中一貫校の推進に当たりましては、ハードの部分ももちろんでございますけれども、その中身、教育内容でございますけれども、どのようにやればよいか、あるいはこれまでの実践報告等につきまして2月9日、宇都宮大学の人見先生をお迎えいたしまして、全校参加のもとに小中一貫教育内容について研修を行わせていただいたところでございます。これまでの積み上げた成果に基づいてハンドブック等を作成して、各教職員一人一人にその成果と課題について確認をさせ、平成27年度、そして本格実施となる平成28年度に向けて準備を進めていく予定でございます。

それから、2月17日には小山市就学指導委員会の答申がございまして、新年度に向けて就学のあり方について、あるいはその進め方、あるいは進めた結果について報告をいただいたところでございます。新年度、その答申に基づきまして、しっかりと推進をしていきたいと考えているところでございます。

それから、3月4日定例校長会がございまして、新年度に向けてつつがなく準備を進めるよう指導させていただきました。特に次年度の基本方針及び主な重点施策ということでございます。何よりも生命尊重、人権尊重の教育を基本に据えた上で、子どもの瞳が輝き、笑顔があふれ、元気なあいさつの響く学校づくりの推進をお願いしたい。その際、学校と地域、学校と家庭、ともにつくる教育、子供と先生、先生と先生がつくる教育の推進による育力の育成をお願いしたいこと、そしてまたそれらを小中一環教育の推進とリンクして、それぞれが各中学校区における特色ある教育計画づくりをしてほしいということについてお話をさせていただきました。さらには図書館教育の充実、あるいは読書活動の推進、貧困の連鎖を防ぐための学習支援の今後のあり方等についてもお話をさせていただきました。

また、一区切りをさせて、特に服務規律の厳正につきまして県からも通知が出たところ

でございますけれども、小山市といたしましても改めて教職員に対しまして服務規律の厳正について指導するよう校長に対して指導し、各学校においては3月いっぱい、特に28日までは出勤が多いわけでございますので、くれぐれも逸脱行為のないように指導させていただいたところでございます。

以上、報告をさせていただきました。

○福井委員長

続きまして、教育部長からお願いします。

○片柳教育部長

私からは2点ですが、まず1点目につきましては、先ほど教職員の内々示につきましては本日ということでありましたが、市職員の内示がございます。係長以上級につきましては、あす内示がございます。一般職につきましては3月20日内示ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

2点目は、本日追加資料ということで配付いたしました2月議会、平成27年第1回の市議会の定例会の一般質問についてでございます。今議会におきましては、10人の議員から23項目の質問がございました。その概要でございます。

まず、石島政己議員です。小中一貫校モデル事業の進捗についてということで、資料では絹中学区と書いておりますが、その直前に豊田中学校も一緒にということで、それらもあわせて答弁させていただきましたので、答弁書には入っておりません。その進捗状況ということで、絹中学校、豊田中学校につきまして推進モデル地区ということで委員会を立ち上げ、それぞれ5回の委員会を開催するとともにアンケート調査、地域説明会を実施しまして、3月中に基本計画を作成しまして、来年度からその基本計画をもとにしまして、絹中学校では平成29年4月の開校、また豊田中学校では用地の選定、基本構想等の策定に向け取り組むことを答弁いたしました。

次に、青木美智子議員から、子どもの読書活動の推進についてと学校司書についての質問がございました。現在の取り組みということで、子ども司書の養成であるとか読書通帳の導入、学校における朝読書の実施等をしていると、また学校司書の配置につきましては現在電算システムが導入されまして、以前に比べ非常に作業が容易になっていること、また各学校に司書教諭が配置されている、さらには市配置の学校事務職員も現在その図書業務の補助を行っていることでありますけれども、今後も学校図書館の充実に努めたいと答弁させていただきました。

次に、山野井議員から、スポーツ施設の整備、体育協会への管理委託、通学路の安全対策についての質問がございました。スポーツ施設の整備につきましては、体育館の整備を最優先として、サッカー場、パークゴルフ場、ニュースポーツについて現在検討しているということ、また体育協会への管理委託につきましては現状の体育協会では非常に困難ではありますが、今後研究していきたいと。それから、通学路につきましては平成24年に抽出しました箇所につきまして、順次対策を行うとともに新たな箇所についても対策を進めていくと、また今年度、通学路交通安全プログラムを策定したことから、今後プログラムに基づきまして通学路安全対策をとっていきたいと答弁いたしました。

続きまして、安藤良子議員から、学校における無煙化対策、それとジュニア硬式テニスの現状と対策についての質問がございました。無煙化対策につきましては、現在学校敷地

内は全面禁煙となっています。また、小中学校におきましては保健の授業で依存性、危険性を学習していることを答弁しました。また、硬式テニスについては現在中学生向けの硬式テニスへの対応はない状況ございますが、今後テニス協会と協議をしていきたいというようなことで答弁をさせていただきました。

次に、福田洋一議員から、琵琶塚、摩利支天塚古墳等の整備事業の進捗状況ということで、現在発掘調査を実施するとともに、拠点施設の設計業務と用地取得に向けた地権者交渉を行っている旨を答弁させていただきました。

次に、中屋大議員から、学校における備品、消耗品について、トイレ改修について、あと中学校の部活動についての質問がございました。まず、備品、消耗品につきましては、学校管理運営費等充実適正化委員会において検討し、整備に努めまして、おおむね適正に活用しているところでございますが、今後も同委員会において検討していくこと、トイレ改修につきましては和式トイレから洋式トイレへの改修を最優先に進めること、また部活動につきましては市職員による訪問指導や県の地域スポーツ指導者派遣事業の活用、スクールサポート事業による白鷗大学生の派遣など、支援体制の強化を図っていきたいと答弁したところでございます。

次に、森田晃吉議員から、小山第一小学校体育館のバスケットボールの整備についての質問がございました。これにつきましては、平成27年度早期にミニバスケットに対応できるものに更新していきたいと答弁したところでございます。

次に、小林英恵議員から、小中一貫教育の過程、経過、コミュニティスクールの進捗状況、間々田中学校の天体望遠鏡の有効活用についてのご質問がありました。小中一貫教育につきましては、市内全中学校区において現在研究に取り組んでおり、平成28年度から市内全域で取り組みを開始、またコミュニティスクールにつきましては現在研究指定をしている4校におきまして、委員会委員の人選、今後組織のあり方、地域への周知等について検討するとともに、先進地視察や推進フォーラム等に参加し、4月からの導入に向け準備を進めていると。天体望遠鏡につきましては、現在あります間々田中学校での活用は非常に難しい状況であることから、移設等について調査研究していくことを答弁させていただきました。

次に、角田良博議員から、学校教育、青少年教育における道徳教育の取り組みについての質問でございます。学校におきましては、教育全体を通じまして挨拶や礼儀、感謝の心について指導していると、あわせまして学校、家庭、地域が連携して推進する体制づくりや市民総ぐるみの青少年健全育成活動の推進など、豊かな心を持った青少年を育成する活動をしている旨を答弁させていただきました。

最後になりますが、荒井覚議員から、中学校の駐輪場についてのご質問でございます。現在駐輪場につきまして不足している学校はないこと、また絹中学校、美田中学校、これは新しくできた学校ですけれども、それ以外の学校につきましては駐輪場から校舎までの屋根はないのですが、これらにつきましては緊急車両用通路の確保ですとか、建築関係法令上から設置することは難しい状況であります、学校と連携し、環境の向上に向け努力したい旨を答弁させていただきました。

なお、詳細は本日出しました資料のとおりでございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○福井委員長

続きまして、教育総務課長から。

○添野教育総務課長

教育総務課から報告事項4点でございます。議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。寄附受入報告でございまして、中央図書館への51点の寄附の受け入れがありました。

続きまして、4ページでございます。叙位の伝達についてでございます。昨年12月25日に、宮本町にお住まいの高橋光夫先生に高齢者叙勲、報告が次の伏木先生とあわせて遅くなって大変申しわけございませんでした。

それから、伏木榮子先生につきましては、平成26年10月9日にお亡くなりになったということで、死亡叙位を1月9日に伝達をいたしました。

続きまして、5ページになります。小山市の行政組織の改編に伴い教育委員会事務局についての組織改編についてご報告させていただきたいと思います。6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、文化振興課、博物館、車屋美術館についてでございます。文化振興課につきましては、文化振興課及び文化振興課の中の文化振興係を現在の企画財政部、新しく総合政策部になるわけなのですが、そちらに移管しまして、文化財保護係と発掘担当につきましては博物館に移管して、統合して文化財係といたします。博物館の業務係を施設係に改称いたします。

なお、これまで文化振興課に属する機関でありました博物館と車屋美術館については生涯学習課に属する機関となるところでございます。改編の趣旨といたしましては、歴史はまちの最大のアイデンティティーということで、これまで取り組んできた歴史の見える化、歴史を生かしたまちづくりをより積極的に推進するため、文化振興業務体制を強化するものでございます。

総合政策部に文化振興課が入りまして、現行の企画政策課の歴史のまちづくり推進担当が係になりまして、文化振興課に入っております。

なお、こちらには記載がないのですが、改編後につきましては博物館に、文書館より古文書の業務が移管されることとなっております。

次に、7ページの中央公民館でございます。中央公民館に指定管理者制度を導入することとなり、こちらに職員の配置はなくなります。改編の趣旨は、市民サービスの向上と経費の削減を目的に、指定管理者制度を導入することでございます。

続きまして、中央図書館でございます。現在管理係と奉仕係、2係があるわけですが、これを統合して業務係といたします。組織を統合して事務の効率化を図るものでございます。

参考といたしまして、8ページから、委員の皆様にもごらんいただきたいと思ひまして、ほかの市長部局の内容についても記載しております。簡単にご説明させていただきたいと思ひます。まず、秘書広報課の広報広聴係がシティプロモーション係に改称、先ほどご説明いたしました企画財政部が総合政策部、企画政策課が総合政策課に改称します。

歴史のまちづくり推進担当は、先ほどご説明したとおり文化振興課に入りまして、渡良

瀬遊水地ラムサール推進室が課に昇格いたします。

財政改革課では、主計員の制度がなくなり、それから総務部に法務係を新設いたします。

また、職員活性課では職員研修所の研修係を廃止し、市民生活部では、市民生活課の市民生活係及び市民協働推進係を統合いたしまして、市民協働係と1つの係にいたします。

また、市民課に属する組織ということで大谷出張所から出張所がございしますが、こちらについては係長のある業務係の名称を全て総務係に改称いたします。あと、現在は出張所と公民館が併任となっているわけなのですが、これまでは公民館が主務、出張所が兼務ということになっていたわけなのですが、これを改めまして出張所を主務、公民館を併任とする職員配置になるものでございます。

それから、続きまして国保年金課の広域連合担当、これは後期高齢者医療の広域連合でございまして、こちらに職員を派遣していたのですが、そちらについては担当というものをなくすというものでございます。

続きまして、9ページの保健福祉部の福祉課では、これまで生活保護を取り扱う保護第一、第二係があったのですが、これを課内室、保護室を設置いたしまして、2係に分けて扱うということになります。

それから、子育て・家庭支援課につきましては、子育て政策係を新たに設けます。これは、こども課の企画係をこちらに移管するものでございます。子育て支援係については家庭支援係と改称、それに伴いましてこども課の企画係が移管することで廃止になります。

高齢生きがい課では、地域支援係を新設するとともに、ねんりんピックが終了いたしましたので、ねんりんピック準備担当を廃止いたします。

健康増進課では、健康企画係を新設いたしまして、また緑の健康づくりの森推進室は名称を変更して地域医療推進室となり、地域医療推進係を設置いたします。

建設水道部では、建設政策課の道路計画係を道路政策係と統合するということで建設政策係になります。また、現在の下水道管理課と下水道建設課を統合いたしまして下水道課となりまして、係を4つ設置するものでございます。

都市整備部では、都市計画課の各まちづくりを担当しております小山・大谷地区担当、間々田地区担当、そして羽川・喜沢推進室を新たに課内室まちづくり推進室といたしまして、それぞれの担当を配置するものでございます。

そして最後なのですが、消防本部では総務課に絹分遣所新設担当を設置いたします。その後、来年の2月議会なのですが、こちらで消防署のほうに絹分遣所第一、第二係が新設されることとなっております。

組織機構の改編については以上でございます。

もう一件ございます。平成27年度の定例教育委員会等の日程でございます。11ページに記載のとおり、左側が予定日時、場所ということで定例教育委員会の日程でございまして、右側に記載されているのがその他の行事予定でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○福井委員長

続きまして、学校教育課長からお願いします。

○中島学校教育課長

では、議案書の12ページ、13ページ以下をご覧ください。小山市就学指導委員会では、

平成26年5月29日に小山市教育委員会より諮問を受けまして、特別の支援を要すると思われる児童生徒の調査及び判断をいたしました。

15ページをご覧ください。就学予定児の中で調査対象となった児童が118名おりました。このうち56名に対しまして再調査や面接を行い、そのうちの35名が特別支援学級及び特別支援学校への措置と決まりました。

詳細は、15ページの(3)にございますが、35名の内訳としまして、知的障害の特別支援学級に12名、自閉症・情緒障害の特別支援学級に10名、国分寺と栃木の両特別支援学校に合わせて13名でございます。このような答申をいただきましたので、ご報告申し上げます。

○福井委員長

続きまして、生涯スポーツ課長からお願いします。

○篠田生涯スポーツ課長

生涯スポーツ課より市立体育館建設事業について、その後大会結果速報について、2件をご報告させていただきます。

初めに、市立体育館建設事業についてでございますが、簡単にこれまでの経緯をご紹介させていただいた後に、別添の資料についてご説明させていただきます。また、教育施設整備調査委員会の委員のご意見も伺っておりますので、それをつけ加えて報告とさせていただきます。と思っております。

19ページの内容でございますが、昨年12月24日に定例教育委員会協議事項でご説明をさせていただいております。その後、資材の高騰等がありまして約22億4,000万円を大幅に超える、35億円という試算が出てきたわけでございます。余りにも額が大きいものですから、この辺見直しを行いまして、サブアリーナ、トレーニングルームを減らした新たなプランを議会の公共施設整備調査特別委員会に報告をいたしましたところでございます。2月5日のことでございます。委員からは、さまざまなご意見を賜ったところでありますが、いずれにしても体育館としての機能を備えたものを再検討した上で、教育施設整備調査委員会に諮って了解を得てもらいたいとのご意見をいただいたところでございます。これを踏まえまして、新たなモデルプランを策定し、去る3月9日の教育施設整備調査委員会に報告したところでございます。お手元の資料は、ここで報告した資料そのものでございます。

では、別冊に資料につきましては体育館建設担当の上野からご説明を申し上げたいと思っております。よろしく願いいたします。

○上野生涯スポーツ課市立体育館建設担当

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。別紙、写しの資料をごらんいただきたいと思います。

①ということで、市立体育館の建設事業についてでございますけれども、昨年定例教育委員会でご報告させていただきましたように、教育施設整備調査委員会でも昨年の12月17日に説明をさせていただきました。その後、金額等が出まして、予想より大分金額が上回っていることもありまして修正を加えたところ、この資料にあるプランができ上がった次第でございます。

その資料に基づきまして、説明をさせていただきたいと思っております。2ページをごらんいただきたいと思います。このプランですけれども、これは小山市の財政状況等を考慮に事業費を縮小させるために、施設の規模や内容を検討しまして、延べ床面積等縮小した形の

プランでございます。まず、各部屋の配置、そして平面図でございます。今後この平面図をベースに基本設計、実施設計を実施していくわけですが、その中で再度検討していく形になっております。

この平面図は1階の平面図でございます。建物の北西部分に外の風の吹きつけなどを緩和します風除室を設けた出入り口、そして東側にメインアリーナ、西側にサブアリーナを配置しまして、中央部分と北側部分に待ち合わせや休憩室等にご利用いただきますホワイエやトイレなどの共有部分を配置しております。この配置の考え方につきましては、昨年ご説明させていただきました内容とほぼ同一でございます。大きな変更につきましては、延べ床面積の縮小に伴いましてメインアリーナを初めサブアリーナなどを縮小しまして、1階に2つの研修室があったわけですが、その研修室は2階に持っていき、防災備蓄倉庫等につきましては建物外に計画をする予定でございます。

右上の施設概要をごらんいただきたいと思います。メインアリーナは、面積は1,960.2平方メートルとなっております。バスケットボールコートは公式が2面、バレーボールコートは6人制が3面、9人制も3面ですが、公認としましては2面でございます。バドミントンコートは公式10面がとれます。

次に、サブアリーナですが、面積は544.5平方メートルとなっております。バスケットボールコート1面、バレーボールコートは6人制が1面、9人制も1面でございます。これは試合等の前の練習用という形で、縮小させていただいております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。2階の平面図でございますが、西側に各部屋を、東側に観覧席を配置しております。前回との変更点につきましては、中央部分に配置されておりましたトレーニング室を多目的スタジオと兼用しまして南側に移動させまして、そこに研修室を2部屋設けました。また、ウォーミングアップ等で計画しておりました観覧席後ろのジョギングコースは廃止させていただいて、ウォーミングアップ等につきましては多目的スペースやサブアリーナで実施するように変更しております。観覧席の数は636席に車椅子席4席を配置いたしております。

次に、4ページをごらんください。面積比較表でございます。この表は、各部屋と面積を前回報告案と今回見直し案で比較して記載しております。主なものとしまして、1階のメインアリーナの面積は、前回報告は2,091平方メートルで、今回の見直し案では1,960平方メートルでございます。サブアリーナにつきましては、前回報告は719平方メートルで、今回の見直し案では545平方メートルでございます。1階の合計面積では、前回報告は5,054平方メートルで、今回の見直し案では4,208平方メートルでございます。2階の合計面積は、前回報告は1,709平方メートルで、今回の見直し案では1,678平方メートルでございます。延べ床面積の合計、前回報告は6,763平方メートルで、今回の見直し案では5,886平方メートルとなったところでございます。

次に、5ページの表、概要事業費をごらんいただきたいと思います。まず、施設概要につきましては市立体育館建設基本プラン調査で検討された計画条件より、メインアリーナ及びサブアリーナの規模を縮小するとともに、防災備蓄倉庫を減らしトレーニング室と多目的スタジオを兼ねた部屋を計画した案です。なお、防災備蓄倉庫は建物外に設置を検討します。2階部分につきましては、研修室、フィットネスやヨガなどの市民教室の開催や市民サークルなどが利用できる多目的スタジオを計画しております。主な仕様につきまし

ては、先ほど平面図のところの説明をさせていただきましたとおりでございます。事業費につきましては、本体工事、外構工事、設計監理の総合計は29億9,950万円となっております。

初めにご説明をさせていただきましたけれども、実際の平面図につきましては今後この平面図をベースに基本設計、実施設計の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○篠田生涯スポーツ課長

加えまして、教育施設整備調査委員会にお諮りして委員の意見を承っております。紹介させていただきたいと思いますが、一つ建設費用の総額にこだわってしまっていることを指摘した上で、後で後悔しないように十分検討されたいということが1点、また具体的にサブアリーナの面積が、バスケットをやるにしても練習で十分使えない、非常に使いづらいとご指摘があったところがございます。そのほか、駐車場の台数等の指摘もございました。こちらにつきましては、説明を了ということでご了承いただいたところでございます。賜りました意見をもとに、今後の基本設計、実施設計の中に反映させていきたいと考えているところでございます。

以上で市立体育館建設事業につきましての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、大会結果速報でございます。1月25日、小山高等学校、県高校新人スポーツ大会剣道女子団体におきまして優勝いたしております。

参考までにつけ加えさせていただきますと、男子がいつも強かったわけなのですが、今回は残念ながらベストエイトであったと聞いております。

以上でございます。

○福井委員長

続きまして、博物館長からお願いします。

○水川博物館長

21ページをお開きいただきたいと思います。1の件名でありますけれども、栃木県立博物館地域移動博物館「嬉々貝貝～私は貝を愛でたい～」の開催についてであります。

2の趣旨でありますけれども、本企画展につきましては栃木県立博物館との共催展示で、世界に生息する貝類を中心とした展示となります。本企画展を通してさまざまな形や色をした貝類の存在に気づいていただくとともに、貝類の体のつくりや仲間分け、暮らしの様子などを理解していただくことを目的に開催いたすものであります。

3の期間であります。4月18日から5月31日まで、開館日数35日で実施をいたします。

4の休館日は記載のとおりであります。

5の内容であります。①の展示概要といたしまして、さまざまな環境とそこにすむ貝類の特徴、貝類の暮らしの様子、人と貝類のかかわりの3部門について紹介をいたします。

②の体験コーナーでは、1階のエントランスホールでミニ体験コーナーを設置いたします。また、ミニ渡良瀬遊水地展と題し、現在小山市がエコミュージアム化を進めている渡良瀬遊水地の自然を紹介するコーナーも設置する予定であります。

6の入館料につきましては無料となります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○福井委員長

以上で報告事項についての説明を終わりにします。

これについてのご意見、ご質問があればお願いいたします。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

分掌の変更で、出張所が主務になる話なのですが、公民館ではなくて出張所という呼び方になるのですか。公民館長でなくなって、出張所長が公民館を兼務するということですか。

○福井委員長

教育総務課。

○添野教育総務課長

今現在は、公民館が主務、施設的には建物は公民館として国の補助を受けて建てているわけですが、公民館と出張所と併任、どちらが主務になるかということなものですから、公民館業務というのも当然重要なのですが、地域の自治会との関係も非常に強いということで、出張所がメインになる位置づけをするという趣旨で改正されたと聞いております。ですから、公民館も併存しているわけですから、両方入っているわけですので、別に公民館と呼んでも何ら支障はないわけです。

○福井委員長

今言ったのは、建物の名称のことだから。

○添野教育総務課長

建物とすると公民館なのです。あれを出張所と言ってしまうと、建物は公民館として建てているので。

○福井委員長

では、名前は残る。

○片柳教育部長

名前は残る。昔は、小山の公民館は出張所だったのです。建てかえするときに補助をもらう関係で、公民館としないと補助をもらえなかったのです。そういったことで、小山市の出張所を全部基本的に公民館という形にしたのです。ということで、職員も公民館をメインにして、併任ということで出張所、両方どちらでも資格は持っているのですが、これは本当に内部的な問題なのです。小山市としては、公民館のほうがメインですと、建物公民館なら公民館がメインですと、ただし出張所も併任ということで、みんな同じように持っているのです。ただし、実際からいいますと今の公民館にある出張所の業務のほうが、自治会長さんの関係ですとか老人会であるとか、いろいろな関係からいいますと、実態としては出張所業務、いわゆる市長部局に関連する業務が、約7割から8割占めているのではないかと思うのです。公民館というのは、貸した部屋を使ってサークル活動等、そういう分野で、どちらかという自主的な活動、もちろん講座ということで係りますけれども、それよりもやっぱり自治会長さんですとか老人会ですとか、いわゆる市長部局の関連が実際は多いというのが現状だと思うのです。ということで、本来の形で職員配置としては市長部局の出張所をメインにしますと、ただし公民館活動もしますので公民館も併任

しますと、名前上こっちがメインか、こっちがメインかだけで中身は何も変わりません。業務は変わりません。

○神山委員

公民館長の名称はどんな肩書きつく。

○片柳教育部長

名称は、多分出張所と両方です。

○栗原生涯学習課長

私が公民館に勤務していた時のこととお話しますと、例えば市長部局の団体の挨拶のときは出張所長として挨拶し、教育委員会関係の団体に挨拶するときは公民館長として挨拶をしています。職員の配置としては、併任辞令となっていますが社会教育指導員が公民館の非常勤特別職の職員という形になります。

○神山委員

何となくわかりました。

○片柳教育部長

今までと変わらないと思っていただいて大丈夫だと思います。

○栗原生涯学習課長

地域の皆様は、公民館というと建物を言うと思います。

○水川博物館長

30年前の話になるのですけれども、当時出張所だったのですが、部長が先ほど言われたように。補助金をもらうために、公民館という名前をつけて補助申請をした。その建物の一部の中を、当時の補助金をもらうために面積を案分して、区切ってこの部分だけが出張所業務ですと、それ以外は全部公民館が使うのですよという申請のために名称を変えてやっていたのです。それで、それをそのまま、一番最初は中公民館だったと思うのですけれども、昭和55年かな……

○栗原生涯学習課長

絹公民館から補助金をもらっていると思います。

○水川博物館長

それからずっと、補助金をもらうために公民館と名前を便宜上つけてきたのです。それが、今まで定着してきただけなので、実態はかわってはいなかったのです。

○福井委員長

私からもつけ加えると、私も公民館運営審議員を長くやっていたのですけれども、本来生涯学習社会という意味づけでいくと、公民館のウエートは非常に大きいのです。だから、公民館という名称を軽くあしらうのは本当はよくない。実態として伴っていないからこういうことになるのだよね、これは予算の都合とか人事の都合もいろいろあるので、しようがないのですけれども、恐らく国は、生涯学習社会の実現という具体的な方策がなかなか前へ進まなくて、公民館というものを補助をつけて全国的に展開したのだと思うのです。今の公民館業務を拡大してもいいのです。教育委員会の立場からいえば、拡大してくれということが本来の筋なのだけれども、そうは言ってもこれはもうなかなか難しいでしょうから、そういう意味では今回の改革というのは、実際の仕事の内容の分量に応じて変えただけで、本来の中身でいけば公民館というのは非常にウエートが大きいよというのは、我

々教育委員会としては確認しておきたいと思うのです。これはおろそかにできないよと、これは国の重要な施策でもありますし、これを外してしまうと一般市民のほうを向いていないよということになってしまいますので、これは非常に軽くあしらうべきところではないと考えますけれども、やっぱり公民館という名称は大切にしていきたいなと、我々の立場からすると、それは主張しておきたいなと思います。

それから、私から、この体制見直しで図書館の管理係と奉仕係を統合してしまっただけ業務係ということなのですけれども、本来管理係と奉仕係は全然違う仕事なのだよな、これは統合して業務係の中身というのはどうなのですか、奉仕係の本来の図書館の業務の内容というのは残っているのですか。

教育部長。

○片柳教育部長

現在の管理係、奉仕係ですけれども、実態としましては管理係に係長1名、事務担当1名、それといわゆる現業3名の体制なのです。ただし係長は、1年間、病気休暇で来ておりません。実態は、事務担当者が事務をやっているということで、管理係としての機能がもうないと。ですから、今回は業務係になりましたけれども、奉仕係のところ、予算をやっている事務方がそちらへ行くということで、奉仕係の業務はもう全く変わりません。どちらかという、管理係に実態がないというのが現状です。奉仕係については全く変わりません。

○福井委員長

本来の図書館の業務を忘れないようにしないと。

○片柳教育部長

もちろん、そちらはもう全く。

○福井委員長

そのほかいかがでしょうか。

新井委員。

○新井委員

消防のことなのですけれども、10ページ、絹分遣所新設というのは、これは消防の本部が移設されたのは知っているのですけれども、この絹分遣所というのはこれからつくるのですか。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

現在大谷分署、桑分署、豊田分署、間々田分署、あと野木町に野木分署があるわけですが、要は救急等の連絡をしてから到着するまでの時間が、通常求められる時間内に届かないということで、地元から生命にかかわるとということで、地元に分遣所みたいな、規模は小さくてもいいので、分署までいかななくてもいいので、そういう施設をつくってほしいのだという要望がありまして、消防で新たに絹公民館の道路を1本挟んだ南側に絹分遣所というものを現在建設進めているところでございます。平成28年4月だと思うのですが、新しく分遣所として業務を開始するというところでございます。

○新井委員

今あるのを大きくしてということですね。

○添野教育総務課長

いや、今はないのです。

大谷分署と桑分署でいきますと大谷分署が一番近いと思うのですが、救急の連絡等を受けて現場まで行くのに、詳しい何分というのはわからないのですが、通常何分で現場に到着して、救急救命する人を乗せていくというある程度の時間が、余り時間がかかってしまっても意味がないものですから、その範囲を消防の想定している範囲内に全部おさまっていないと、外れている区域がかなりあるものですから、絹にもそういう施設をつくって、より素早く患者というか、救急で通報いただいたところに向かうことができるようにするというためでございます。

○福井委員長

よろしいですか。

○新井委員

はい、わかりました。

○福井委員長

そのほかいかがでしょうか。

今回大きな変更は文化振興課、これは文化振興係と文化振興課が異動して、文化財保護係と発掘というのが博物館の文化財係に異動するという解釈でよろしいのですか。

では、文化振興課長。

○田村文化振興課長

今委員長が言われたとおり、文化振興課、今は教育委員会ですが、市長部局と教育委員会の博物館に分かれて、文化振興課の名前は残るのですが、総合政策部の文化振興課の中に文化振興係と、今担当ということで企画にある歴史のまちづくり、そちらが係に昇格して文化振興課は2係になって、あと今ある文化財保護係と発掘担当の2係が、博物館になります。まさしく先ほど委員長が言われたとおり、間違いありません。

○福井委員長

あと、博物館の業務係が施設係に名称変更されるのですが、これは中身は変わっているの。

博物館長。

○水川博物館長

中身は、業務係といいますと、全ての業務を包括してしまうということで、文化財係も業務の一種ではないかということになることから、文化財係をこちらへ持ってきますので、今の業務係を施設係と名称変更する。内容は同じです。また、ここに書いてあるように文書館にある古文書業務が移管されるということで、博物館は人員プラス事務量がふえてくると、そういったところで、事務室が狭いので、非常に今苦労しています。

○福井委員長

そのほかいかがですか。

この文化振興課の変更は結構大きいかもしれないですね、具体的な行事でいくと。例えば文化祭等も文化振興課と一緒にくっついていってしまうわけでしょう、これは非常に生涯学習等にもかかわってくるのだけれども、微妙なところだね。

こちら辺はどうなのですか、事務分掌が細かく分かれて、例えば各公民館まつり等はこっちになってくるのでしょうか、そうすると中央公民館まつり等、あとは音楽祭等ありますよね。

○田村文化振興課長

基本的には、今、文化振興課の文化振興係がやっている仕事をそっくり持っていく。だから、一番大きな事業は文化祭、そういうものはみんな文化振興課に行くので、今言ったオペラ等、記念事業なのですが、そういう関係は全て同じ状況になります。

○福井委員長

神山委員。

○神山委員

仕事としてはどっちがやりやすいのですか。

○田村文化振興課長

4月からそういう体制でやるわけなのですが、例としては、ほかの市町村でも、今回は企画部に文化振興課は行くのですが、市町村によって市民生活部にあったり、県は、県民生活部の中に文化振興課があります。ただ、確かに文化振興課の係は学校との連携等、音楽教室等あるものですから、その辺は変わらないと思います。仕事、住民サービスについては低下させないようにできるかと思います。

○福井委員長

これ全く私も、これは範囲外のことで、多少は関係するのですけれども、8ページの総務部の法務係とありますよね、これが今までなかったというのが何か不思議な気がする、法務担当はいなかったのですか、教育委員会も条例当然関係しますので。

○片柳教育部長

実は2、3年前までは法規係がありました。総務部の行政総務係に一時統合になりました。当然法規担当は、今も現在2名います。ただ、係としては一旦消えたということなのです。それを今度は弁護士さんを採用しましてまた復活させるという形です。係長級を置いて3名体制になるのではないかと思います。

○福井委員長

ほかにいかがでしょうか。

結構大改革だよ。

いろんなどころね。

○片柳教育部長

今回条例改正も必要になったのは、本当に久しぶりだと思います。名称変更だけではなくて、文化振興が動くことで、こういう形は10年、20年ぶりぐらいではないかと思います。係で細かいところは動きましたけれども、今回は結構大きいと思います。

○福井委員長

報告事項についてほかにいかがでしょうか。

神山委員。

○神山委員

いろいろところで指定管理者制度が導入されているのだけれども、図書館は指定管理者制度を導入する考えはないのですか。

○片柳教育部長

指定管理制度の、小山市の考え方としましては市民サービスの向上と効率化、両面を見た上で可能なものは指定管理を導入することで、今回は中央公民館なのですが、図書館につきましてももう10年ぐらい、ずっと検討はしてまいりました。ただし、図書館につきましましては購入する本の内容等、そういった部分まで全て任せてしまうのはいかがなものかと、やはり市としての考え方を残すべきだろうということで、指定管理者は当面導入をしないで、窓口の、いわゆる貸し出し等、そういった部分についての一部業務委託という形でやっています。指定管理者になってしまいますと全ての権限を渡してしまいますので、図書の購入等、当然その中に市としての方針は入りますけれども、実際の選定は指定管理者の考えにある程度なってしまいますので、そういったことについては市の職員が、図書館では残すべきだろうということで指定管理者は導入しませんで、いわゆる貸し出し等、そういった窓口の一部業務で対応しているということです。ですから、現時点で図書館については、指定管理者は導入するということは今のところありません。

○神山委員

そういうことですか。

○福井委員長

新井委員、どうぞ。

○新井委員

11ページの定例教育委員会の日程表のところで、前に総合教育会議という市長が招集する会議というのをお聞きしたような気がしたのですけれども、この定例教育委員会とは関係ないのでしょうか。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

今回は、教育委員会といいますか、下都賀地区等の大きく学校の行事とも関係してきますので、全体的な日程調整の中で、定例教育委員会のみの日程をお知らせいたしました。

基本的には、総合教育会議は市長が主宰して市長が招集するものですから、こちらで日程を調整するというにはなりません。市長部局で、行政経営課で日程調整その他については、当然教育委員会の日程と市長の日程で調整しなくてはいけないわけなのですが、そういうことでこちらには載せていません。

○新井委員

それで、それは急にやりますとおっしゃられても、出席できるかわからないではないですか、そういうときは……

○添野教育総務課長

総合教育会議で急遽会議を開きたいという場合も出てくるかと思えます。例えばいじめであるとか、児童生徒に身体及び生命の危険が及ぶという緊急の場合は、緊急で開くことも考えられるのですが、そのほかについては当然なのですけれども、事前に議題であるとか、協議事項の内容について選定する必要がありますので、十分前に委員の皆様や教育委員会関係の日程を外して市長との日程とすり合わせして日程を調整していくと考えております。

○新井委員

わかりました。

○添野教育総務課長

想定される回数は、初年度はそれほどないと思うのですが。

○福井委員長

そのほかいかがでしょうか。

私からですけれども、きょう市立体育館の建設事業で変更プランが出されましたけれども、先ほどの報告にもあったようにいろいろな意見があるということで行くと、これは最終決定案ではなくて、まだ変更の可能性があるということによろしいのですか。

○篠田生涯スポーツ課長

はい、結構でございます。

○上野生涯スポーツ課市立体育館建設担当

先ほどお話しさせていただいたのですけれども、あくまでもこの平面図をベースとして、これから平成27年度に基本設計、実施設計をやっていきますので、その段階でいろいろなご意見等を伺って、検討しながら実施していきたいと思っております。基本設計等とか実施設計に入るわけですけれども、その都度教育施設整備調査委員会、そして定例教育委員会にご報告をさせていただきながら事業を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上です。

○福井委員長

ほかに報告事項についてのご質問いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

なければ、報告事項を了承する形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、次に移ります。

審議事項に入ります。

議案第1号から第13号までありますけれども、議案第4号につきましては教員の処分内申でございますので、秘密会になりますので、そのほかの案件を進めていきたいと思いません。

それでは、議案第1号 委員会員の人事に関し教育長に代理させる件についての説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○添野教育総務課長

議案書の22ページ、23ページをごらんいただきたいと存じます。ただいま委員長からありましたように、人事に関しまして教育長に代理させる件でございます。

内容につきましては、皆様ご案内のとおり教育委員会及び学校、その他の教育機関の職員の任免、その他の人事に関するることにつきましては、地教行法の組織及び運営に関する

法律23条第3項において、教育委員会の職務権限と規定されているところでございます。このたびの4月1日付の人事異動につきましては、ほかの任免権者、要は市長部局のほうなのですが、市長の人事と深くかかわりまして、その決定時期が発令予定日の直前となる可能性が高く、教育委員会に付議するいとまがないことから、教育委員会事務局職員の人事異動について教育長に代理させることといたしたいと思ひまして、ご提案をさせていただきます。

なお、先ほど部長からご案内がありましたとおり内示日につきましては記載のとおり、そして委員会への報告につきましては、一番最下段の記載のとおりを予定しております。

以上でよろしくお願ひいたします。

○福井委員長

議案第1号の説明は以上であります。

これについての審議をお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第1号につきましては、異議なしということで決定したいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第1号については決定いたします。

続きまして、議案第2号に入ります。教育文化保健体育功労者表彰に係る被表彰者の追加決定ということでございます。

これについて説明をお願いいたします。

○添野教育総務課長

25ページのをごらんいただきたいと思ひます。先ごろ教育文化保健体育功労者表彰について開催して表彰させていただいたところでございますが、追加で表彰基準を満たす優秀な成績をおさめました児童生徒がございましたので、追加表彰をしようとするものでございます。

追加の内申といたしまして3名、小山城東小学校6年生の川越柚季さん、小山城南小学校5年生の山田周さん、小山中学校2年生の岩元伶奈さんの3名でございます。表彰の対象基準につきましては、記載のとおりでございます。

○福井委員長

議案第2号の説明は以上でございます。

これについての審議をお願いいたします。

これを見ると、音楽とか美術という文化的なところですね。

○添野教育総務課長

吹奏楽のソロコンテストは2月1日に開催されました。それから、下野教育美術展、こちらの表彰について、2月23日の新聞記事に優秀な成績をおさめたということで、載っております。追加でお願いしたいと思ひます。

○福井委員長

神山委員、どうぞ。

○神山委員

これが最後になるでしょう、この後出てくる可能性というのはないのですか、この後出てきた案件は宙に浮いてしまうとか。

○添野教育総務課長

余りないですよ、余り遅いのは。3月だと高学年、卒業してしまうお子さんも出ますし。

○中島学校教育課長

中体連主催ではなくて、協会や連盟主催の全国規模の大会が競技種目によっては春休みにあることはあります。

○片柳教育部長

この後あったとしても、来年度表彰すれば別に問題はないと思うのです。結局それをとった人、もう年度内ではないからやらないということはしないと思いますので、例えば4月にするとか、それは別に問題はないかと思うのです。表彰されないということは、ないということで。

○神山委員

あったらかわいそうだよ。

○片柳教育部長

年度内は無理だとしても来年度に回すとかということになると思います。

○福井委員長

それでは、議案第2号についても原案どおり決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第2号につきましても原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第3号に入ります。学校運営協議会制度導入校の決定ということでございます。

これについての説明をお願いいたします。

教育総務課。

○添野教育総務課長

27ページをごらんいただきたいと思います。学校運営協議会設置校の指定及び委員の任命についてということで、平成27年4月から小山市において県下で初めて学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールの制度が始まるわけですが、これにつきましては学校運営協議会規則に基づきまして、その申請及び指定、また委員の任命が必要でございます。31ページをごらんいただきたいと思います。小山第一小学校の学校運営協議会設置申請書ということで規則に基づき申請をいただいております。また、32、33、34ページまでが学校運営協議会のスタートする4校の申請書でございます。

それから、35ページ以降につきましては、学校運営協議会の委員の方の推薦を各学校長よりいただいているものでございます。ただし、37ページでまだ学校長が定年退職するということで未定なもの、また幾つか会長が決定していないものということで未定なものもございます。また、追加の資料で学校運営協議会委員の推薦書というワンペーパーがあるかと思うのですが、それにつきましては梁小学校でございまして、4番の未定のところが

埋まっておりますので、そちらと差しかえをお願いしたいと思います。また、基本的には学校運営協議会の委員につきましては、その学区内の方を基本的には選んでいただくことなのですが、学区外の方を選びたい場合につきましては、学校長の推薦書をいただいているところでございます。

そして、41ページをごらんいただきたいと思います。小山市教育委員会のコミュニティ・スクールに指定するという指定証でございます。また、42ページは学校運営協議会の委員の任命書の様式でございます。このような形で指定並びに任命をしたいと考えております。

なお、指定、任命につきましては4月の14日火曜日ですが、この日に各学校並びに委員を集めまして指定並びに任命式を行いたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○福井委員長

議案第3号の説明は以上でございます。

これにつきまして審議をお願いいたします。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

コミュニティ・スクールの指定期間は3年間ですよ、それで3年間ということは委員の3年間なのか、それとも委員は毎年毎年かえるのか、その辺は具体的には決めていないのですか。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

29ページをごらんいただきたいのですが、一番上でございます。第7条、委員の任期は任命の日から当該年度の3月31日までとすると。

○神山委員

1年間。

○添野教育総務課長

1年です。ただし、再任はできるということでございます。

○福井委員長

ひっかかっていたのは、自治会長やPTAの会長など1年任期の人が推薦されているものだから、3年間もあるとうまくないなと思ったものですから、確認をします。

○添野教育総務課長

まず、35ページをごらんいただきたいのですが、小山第一小学校につきましてはここ2年間、学校運営協議会の導入に向けて推進委員会の様な組織を立ち上げてつくっていたわけなのですが、その方全員が留任ということでそのままです。学校長もかわってしまうということもありますし、基本的にはなるべくスタート時ということで変わらないような方、継続してできる方、例えば自治会長で1回やっていただいたとしても、自治会長という立場ではなく元自治会長でも結構だと思うのです。せっかく研究期間という準備期間を設けて事前にいろいろ勉強していただいた方ですので、そういう方が変わってしまうのはもったいないと思っていますので、なるべく継続して、新しい方が入ってくることは悪いこと

ではないので、循環してうまくその組織が綿々と続いていく形をとっていただくようお願いしたいと思っています。

○神山委員

なるべく充て職ではないように。

○添野教育総務課長

そうです。特に学校運営協議会ではなくて学校評議員はどうしても充て職になりつつあるので、それについては充て職は極力やめてほしいということをお願いしているところがございますので、学校運営協議会についてはさらに強くお願いしたいと思います。

○福井委員長

ほかに、議案第3号についていかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

特にご意見なければ、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第3号については原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第5号に入ります。小山市社会教育指導員の任命についてでございます。

これについての説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○栗原生涯学習課長

それでは、生涯学習課から小山市社会教育指導員の任命についてご説明させていただきたいと存じます。44ページから48ページまでごらんいただきたいと存じます。

小山市社会教育指導員の設置等に関する規則に基づきまして任命するものでございます。任命期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間でございます。

任命者については、45ページの別紙名簿案のとおりでございます。なお、網かけの4番、7番、10番、12番の方たちが新任でございます。

よろしくお願いいたします。

○福井委員長

議案第5号の説明は以上でございます。

これについての審議をお願いします。

私から、今まで社会教育指導員の中には、市役所の部課長をやっていた元職員が入っていましたけれども、今回は学校長、教職関係の人、全部そろっているわけでありますが、社会教育ということで別に問題はないのですけれども、新聞に前載っていたような気がするのだけれども、元校長というのは、それとの関連はあるのですか。

生涯学習課長。

○栗原生涯学習課長

福井委員長のご質問にお答えしたいと思います。平成27年度から、新聞記事などに載っていたかと思うのですけれども、小山市、小山市教育委員会全体で取り組む事業の中に子供の貧困対策に伴う事業があります。生涯学習課では学びの教室という事業に取り組みま

す。それに伴いまして、平成27年度は3カ所ですが、学習がおくれがちな子供や学習習慣が身につけていない子供たちを対象に学びの教室実施に伴いまして、教員免許を持った先生方を配置し学習指導をしていただくということでございます。平成27年度から全員教員免許を持っている社会教育指導員の方へ変わるものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○福井委員長

下野新聞で大きく取り上げられていて、内容はこれから具体的なことは決めていくのでしようけれども、今問題になっている子供の貧困、それから学ぶ機会の均等化みたいな、意味も含めてこういう体制をとったのだと思うのです。ある意味社会教育指導員の方においては、今までやっていなかった業務も入ってくるということで結構大変なのかなと思うのですけれども、これから生涯学習課でも、その辺はどう詰めていくか大変だと思うのだけれども、具体的に動き出すのは、4月からですか。はい、生涯学習課長どうぞ。

○栗原生涯学習課長

この事業につきましては、学びの教室事業と言っておりますけれども、5月から進める形になります。平成27年度から、中央公民館、大谷公民館、間々田公民館の3カ所を開設場所といたしまして実施するものでございます。また、平成28年度は桑公民館、それから豊田公民館で実施していくことで今準備を進めています。

なお、月2回、原則として第2、第4の土曜日の午後に開設したいと考えております。また、この事業については社会教育指導員だけではなく、学校の地域連携教員、あるいは大学生のサポーター、それからボランティアと多くの方の協力を得まして事業を実施するものでございます。

最終的には、子育て・家庭支援課や関係する幾つかの課があるわけなのですが、そちらの事業とも関連してきますので、綿密に連絡し進めていきたいと考えております。

○福井委員長

結構重要な事業なので、頑張ってくださいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

関係ないかもしれないけれども、校長先生は集団をまとめる能力がすごいのです。東北大震災で、避難所があちこちにできたけれども、校長先生が指揮権を握ってまとめた避難所というのは、きれいに統制とれたのです。でも、そういう指揮権を握る人がいない避難所というのはばらばらで、大変な騒ぎがあったようです。だから校長先生も退職した後もこうやって社会に出てきて、その能力を存分に発揮していただきたいと、退職する校長先生に教育長からよく頼んでください。

○福井委員長

この社会教育指導員、市役所の職員のOBとか、それから一般の方も、頑張っている人結構いましたよね、私も公民館まつりなどへ行くと本当にいろいろ頑張っていて、そういう人も、さっき言った本来の公民館の活動というので何か生かせればいいなと思います。今回はこういう制度が入ったので、全面的にこういう形になりましたけれども、機会を見て、生涯学習課でも、どういう形でもいいから生かせるという形がとればいいなと思

ます。これは要望であります。

それでは、議案第5号につきましては以上になりますが、特別異議がなければ原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

議案第5号については、原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第6号に入ります。小山市公民館管理人の委嘱についてでございます。

これについての説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○栗原生涯学習課長

それでは、小山市公民館管理人の委嘱についてご説明をさせていただきたいと存じます。

小山市公民館条例施行規則の第8条から10条の規定に基づき委嘱するものでございます。委嘱期間は、平成27年4月1日から28年3月31日までの1年間でございます。

51ページをごらんいただきたいと存じます。別紙、名簿案のとおりでございますが、16人全員継続でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○福井委員長

議案第6号の説明は以上でございます。

これについての審議をお願いいたします。

新井委員、どうぞ。

○新井委員

16番の絹公民館の方は85歳ということで、この方は大丈夫なのですか。

○福井委員長

生涯学習課長。

○栗原生涯学習課長

現在年齢的な制限はないわけでございますけれども、鍵の開け閉めをやっていただくわけですので、公民館からできるだけ近くの方で、なるべくご夫婦など、両方兼ね備えた方で、もちろん健康であるということが第一条件でございます。それぞれ確認をさせていただいておりますので、安心していただいておりますかと思っております。

○新井委員

お元気なら別にお年は関係ない。

○福井委員長

では、特にほかになければ原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第6号を原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第7号に入ります。小山市青少年育成指導員の委嘱についてでございます。

生涯学習課長。

○栗原生涯学習課長

それでは、小山市青少年育成指導員の委嘱についてでございます。

青少年の団体活動支援、非行防止等に関する活動を行い、青少年の健全に資することを目的とする小山市青少年育成指導員の任期満了に伴いまして、小山市青少年育成指導員設置規則に基づき委嘱するものでございます。委嘱期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間でございます。

別紙、名簿案のとおりでございますが、55、56ページをごらんいただきたいと思います。再任が53名、新任は網かけをしている19名、以上72名の方でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○福井委員長

議案第7号の説明は以上でございます。

これについての審議をお願いいたします。

この青少年育成指導員の方々も、それぞれの地域で推薦されて出てきたという形でよろしいのでしょうか。

○栗原生涯学習課長

はい、そうでございます。

○福井委員長

議案第7号についていかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

特別になれば原案どおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第7号につきましても原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第8号に入ります。小山市青少年相談員の委嘱についてでございます。

これについての説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○栗原生涯学習課長

小山市青少年相談員の委嘱についてでございます。

小山市青少年相談員設置規則によりまして、平成27年3月31日で青少年相談員6名のうち3名の任期が終了いたします。また、1名につきましては任期途中ではございますけれども、平成27年3月31日をもって退職したいとの申し出がございました。それに伴いまして平成27年4月1日から2年間、青少年相談員4名を新たに委嘱するものでございます。委嘱期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間でございます。

60ページの名簿をごらんいただきたいのですが、再任2名、新任2名でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○福井委員長

議案第8号の説明は以上でございます。

これについての審議をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

役職などを見ますとそれぞれの専門分野で活躍している方なので、特別異議がなければ

原案どおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第8号につきましても原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第9号に入ります。小山市電話相談員の委嘱についてでございます。

これについての説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○栗原生涯学習課長

電話相談員の委嘱についてでございます。

電話相談員設置要綱によりまして、平成27年3月31日で電話相談員6名のうち3名の任期が終了いたします。それに伴いまして、平成27年4月1日から2年間、電話相談員3名を委嘱するものでございます。委嘱期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間でございます。

名簿、64ページをごらんいただきたいと存じます。3名の方が再任でございます。

よろしくをお願いいたします。

○福井委員長

議案第9号の説明は以上でございます。

これについての審議をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

これも、いずれもベテランの方の再任ということでございますので、特別異議なければ原案どおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

議案第9号については、原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第10号に入ります。小山市同和対策集会所運営委員及び管理人の委嘱についてでございます。

これについての説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○栗原生涯学習課長

小山市同和対策集会所運営委員及び管理人の委嘱についてでございます。

小山市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例第4から6条並びに小山市同和対策集会所管理運営規則第12条に基づく運営委員の補欠及び管理人の任期満了による改選が行われたことにより、委嘱するものでございます。

まず、集会所運営委員、68ページをごらんいただきたいと存じます。運営委員の2名が前任者の補欠のため平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間の委嘱でございます。

次に、集会所管理人、69ページでございます。集会所4カ所なのですが、管理人の方が任期満了となるため平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間を委嘱するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○福井委員長

議案第10号の説明は以上でございます。

これについて審議をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

特別ご意見がなければ原案どおり決定したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第10号につきましても原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第11号に入ります。小山市立文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。

これについての説明をお願いいたします。

文化振興課長。

○田村文化振興課長

74、75ページになります。小山市立文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正であります。

理由としましては、本市と結城市とが平成26年10月に友好都市の盟約を締結したことを受け、その成果の一つとして公共施設の相互利用を図るものであります。

文化センターについては、小山市立文化センター設置及び管理に関する条例がありまして、そこにおいて使用料を本市に住所を有する者及び本市の事業所に勤務している者以外の者が使用する場合は、規定の1.5倍と定めてあります。友好都市に住所を有する者が当該施設を使用する場合において、使用料の減免措置によって本市の市民と同じ条件で使用できるものとするための規則の改正になります。

条例施行規則の一部改正ですが、内容としまして友好都市に住所を有する者に係る使用料を小山市民と同様の扱いとするということです。今小山市の条例では、1.5倍になっていますが、それを同じく100%にする。ちなみに結城市では、小山市の文化センターに当たるものがアクロスですが、やはり指定管理になっているのですが、市外の方については市民の1割増という形で、こちらは条例ではなくて内規で定まっているということなのですが、1割増になっております。それを結城市についても同じ100%で小山市民については貸し出しをするというような条件で、その内規を変更していただけるということです。

平成27年4月1日から施行するという形です。

小山市において、結城市の市民の方、事業所に勤めている方への貸し出しについて、昨年はなかったと、今の市民会館の指定管理から伺っております。

以上であります。参考資料は別紙でつけさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○福井委員長

77ページの新旧対照表がこれですね。

○田村文化振興課長

はい、そうです。77ページで、下線の引いてある2番、これが追加になる部分なのですが、友好都市に住所を有する者が使用する場合の使用料については、小山市に住所を有する者の例によるということで改正させていただきたいと思っております。

○福井委員長

議案第11号の説明は以上でございます。

これについての審議をお願いいたします。

○酒井教育長

これ直接ではないけれども、関連があるので……

○福井委員長

はい、どうぞ。

○酒井教育長

またうちの担当ではないかもしれないのですけれども、例えば陸上競技場などの、使用料は、どういう規定なのですか、水と緑の推進課で決めているのですか。

○篠田生涯スポーツ課長

そうでございます。

○酒井教育長

その辺の関連性を図っていかないと、文化施設と、スポーツ施設とでは、県南体育館の場合にはまたこれは別なのでしょうけれども、小山市で完全に所有しているものについて、文化施設と、スポーツ施設とで連携をしていかないといかなものかなと思うのです。

○福井委員長

教育部長、どうぞ。

○片柳教育部長

それにつきましては、既に結城市との盟約を結ぶ段階におきまして、全ての施設について同等にするということで並行してやっております。

調べた中では、施設で市民と市民以外で差つけているのは、たしかこれしかなかった気がするのです。全て市民と同様にするということが連携とってやっているのが現状なので、もしあればそれは合わせてやっています。

○酒井教育長

念のためですが、5月に結城市の小学生の陸上交歓会が、これまで古河市で行われていたものを小山総合運動場、でやりたいという申し出があったので、その辺は調べておいていただけますか。

○篠田生涯スポーツ課長

はい。

○酒井教育長

よろしく申し上げます。

○福井委員長

それでは、議案第11号につきましてはどうでしょうか。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

この改正案で見ると、結城市の市民が利用する場合は、第8条の第1項は全部小山市民と同じ減免措置を適用することに解釈していいですか。

○田村文化振興課長

それを2項でうたって、市民と同じくするという事です。

○神山委員

そうすると第1項は適用されるということですね。

○田村文化振興課長

そうです。第1項も適用されます。細かい部分を言わなかったのですが、官公庁、学校等についての減免は適用されます。細かく言うと、あとは入場料をいただいた場合についても小山市と同じく。

○神山委員

同じね。

○田村文化振興課長

はい。

○福井委員長

ほかいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

ほかにご意見なければ、11号につきまして原案どおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

議案第11号を原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第12号に入ります。平成27年度博物館企画展の実施に伴う入館料の設定ということであります。

これについての説明をお願いいたします。

どうぞ、博物館長。

○水川博物館長

81ページをお開きいただきたいと思います。平成27年度博物館企画展の実施に伴う入館料の設定についてであります。

2の趣旨でありますけれども、小山市立博物館条例第4条の規定に基づき、平成27年度博物館企画展の入館料を下記のとおり定めようとするものであります。

3の企画展開催予定であります、(1)、栃木県立博物館地域移動博物館「嬉々貝貝～私は貝を愛でたい～」と題しまして、平成27年4月18日から5月31日までの開館日数35日で実施をいたします。

(2)、終戦70年記念特別展「戦中戦後小山の暮らしと町なみ」と題しまして、平成27年7月4日から8月30日までの開館日数48日で実施をいたします。

(3)、特別展「徳川家康公と小山」と題しまして、平成27年9月15日から10月12日までの開館日数24日で実施をいたします。いずれも、この3件につきましては無料となります。

(4)、第65回企画展「小山歳時記～年中行事でたどる小山の四季～」と題しまして、平成27年10月24日から12月13日までの開館日数43日で実施をいたします。入館料は有料となります。

次ページをお開きください。4の入館料でありますけれども、第65回企画展共通となっ

ておりますが、この「共通」を削除していただきたいと思います。大変申しわけありません。

第65回企画展入館料の料金でありますけれども、大人一般が200円、団体は100円、大学・高校生が100円で団体は50円、小中学生は無料となります。

入館料の徴収理由につきましては、企画展開催の費用の一部を負担することといたしまして、下に書いてあります参考としまして、小山市立博物館条例第4条、博物館の入館料は無料とする。ただし、博物館が期間を定めて特別の資料を展示した場合は、委員会が、その都度、所用経費を勘案して額を定め、これを徴収することができる。に基づきまして入館料を決定するものであります。

よろしく願いをいたします。

○福井委員長

議案第12号の説明は以上でございます。

これについて審議をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

今の説明がありましたように、博物館条例の第4条の規定に基づいて、このような形で有料、設定したいということでございます。特別になれば原案どおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

議案第12号については原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第13号に入ります。平成27年度企画展観覧料及び特別無料公開日の設定についてということでございます。

これについての説明をお願いいたします。

車屋美術館長。

○鈴木車屋美術館副館長

平成27年度企画展観覧料及び特別無料公開日の設定についてご説明をさせていただきたいと思います。

趣旨でございますけれども、車屋美術館の条例第5条の2項、85ページの上に参考として付してございますけれども、これに基づきまして入館料の設定をさせていただくものでございます。

85ページに平成27年度の企画展の概要を書きましたが、第31回から始まりまして第34回まで企画展を予定しています。そのうち第32回の企画展につきましては、黒部市の美術館と共同開催ということで実行委員会を組織して計画をしているところでございます。それ以外については、例年どおり館独自のものがございますけれども、(5)番、86ページの最後ですけれども、これについては小さな展示を予定しておりまして、これについては無料で実施したいと考えております。

84ページに戻りまして、観覧料でございますけれども、第31回、第33回、第34回については大人400円、大学・高校生250円、小中学生無料ということで考えております。また、実行委員会組織で共同開催します第32回につきましては、実行委員会で検討されまして、

大人500円、大学・高校生350円、中学生以下無料ということで検討されたということで、このとおりお願いできればと思っております。

また、無料公開日でございますけれども、これは平成26年度、本年度と同様でございますが、みどりの日、5月4日月曜日になります。この日は月曜日ですが、開館となっております。それから、5月5日のこどもの日、6月14日の県民の日、9月21日の敬老の日、11月3日の文化の日、11月23日の勤労感謝の日、1月11日の成人の日、以上の7日間を特別無料公開日とさせていただこうかと思っております。

よろしくご審議いただければと思います。

○福井委員長

議案第13号の説明は以上でございます。

これについての審議をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

議案第13号につきましても、美術館条例の5条に基づいて検討した結果という形でございまして、第32回については実行委員会でも検討しているということで、特別意見がなければ原案どおり決定したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

議案第13号につきましては原案どおり決定いたします。

以上をもちまして本日の審議事項、4号議案を除きまして終わります。後ほど4号議案は開催したいと思います。

○添野教育総務課長

次に、追加で資料お配りしました協議事項について、簡単にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、済みませんが、お時間をいただきたいと思います。

<協議事項について説明・意見交換>

○福井委員長

今回の教育委員会の日程についての説明をお願いします。

○添野教育総務課長

先ほど日程表にございましたように、今回は4月の22日でございます。当日、教育委員会の歓送迎会もございますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、本日ご通知を差し上げるわけでございますが、3月31日、4月1日、年度末、年度初めということで、退職辞令交付式並びに辞令交付式がそれぞれございますので、委員の皆様にはお忙しい中恐縮ですが、ご出席のほうよろしく願いいたします。

○福井委員長

どうもありがとうございます。

それでは、3月の定例教育委員会、1つ議案、後ほど秘密会を行いますけれども、終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会 午 後 4 時 1 5 分